

企業会計基準公開草案第 89 号

「金融商品に関する会計基準（案）」等に対する意見

2026 年 2 月 5 日

公認会計士 吉田博樹

このたび公表されました企業会計基準公開草案第89号「金融商品に関する会計基準（案）」（以下、公開草案全体を指して「本公開草案」という。）に対して、以下のとおり意見を申し上げます。

質問 1（開発にあたっての基本的な方針に関する質問）

IFRS 第 9 号の予想信用損失モデルを開発の基礎とした上で、「国際的な比較可能性を確保することを重視し、国際的な会計基準と遜色がないと認められる会計基準（ステップ 2 及びステップ 3）」と「IFRS 第 9 号を出発点として、適切な引当水準を確保した上で実務負担に配慮した会計基準（ステップ4）」を開発するという本公開草案における開発にあたっての基本的な方針に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

質問 7（設例及び開示例に関する質問）

本公開草案における設例及び開示例の提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

【意見】

建設協力金および敷金・差入預託保証金について、名称の如何にかかわらず「経済的実質」に基づいて本公開草案の適用対象か否かを判断するための明確な定義規定および判断規範を設けるべきと考えます。

また、判断に迷いが生じやすい境界線上の取引について、具体的な設例を追加することを提案します。

（理由）**① 現状の提案における判断基準の曖昧さとリスク**

本公開草案において、「建設協力金」は適用対象とされる一方、「敷金」等は対象外

(現状維持)と整理されています。その結果、適用対象か否かにより、**極めて大きな会計処理の差異**が生じます。適用指針案の結論の背景では、建設協力金を対象とする根拠として「一般的に満期までの期間が長期であり、経済実態としては貸付金に類似した金融資産である」ことが示されています。

しかし、本文中に**明確な定義規定が設けられておらず、適用対象外の項目として「敷金」が明示的に列挙されている**ため、実務上、以下のケースにおいて**作成者や監査人の判断に重大な乖離**が生じる懸念があります。

・**貸付金的性格を持つ「敷金」の取扱い** 契約上の名称が「敷金・保証金」であっても、実質的に建設資金に充当され、返還期間が長期に及ぶものや賃貸借契約期間が終了しても、その後一定期間経過後でなければ返還しないものなど、経済的実質において建設協力金(貸付金)と差異がないものが存在します*。現状の文言では、「敷金」という名称を優先して対象外と判断されるリスク、あるいは実質を優先して適用対象とすべきか迷うリスクがあります。

*国税庁 建設協力金、保証金の取扱い

<https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/inshi/10/11.htm>

・**短期の「建設協力金」の取扱い** 結論の背景では「一般的に満期までの期間が長期」とされていますが、短期(例:1年以内)で決済される契約の場合、名称が建設協力金であっても「貸付金類似の長期性がない」として対象外とするのか、名称を優先して対象とするのかが不明確です。

② 会計処理の比較可能性の確保

建設協力金に該当するか否かは、**極めて大きな会計処理の差異**を生じさせます。したがって、単に「建設協力金」という名称や「一般的に長期」という緩やかな記述に依拠するのではなく、**経済的実質に基づく緻密な規範が必要**です。

③ 具体的な判断規範と設例の必要性

上記のリスクを回避し、実務のバラつきを防ぐために、以下の対応を求めます。

1. **判断規範の具体化** 貸付金代替性私募債、満期保有目的の債券も含め、建設協力金、敷金、保証金など名称にかかわらず、「経済実態としては貸付金に類似した金融資産」に該当するか否かで判定する旨を本文に明記し、該当要件を記載すること。

2. **設例の追加** 判断に迷うケースについて、結論を示す設例を設けること。

以上